

了鳥取県公報

平成16年3月30日(火) **号外第**31号

每週火:金曜日発行

目 次

条 電気通信事業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(1)(総務課)..............2 国立大学法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(2)(教育・学術振興課).....3

----- 公布された条例のあらまし -----

電気通信事業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 次に掲げる条例について、電気通信事業法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。
- (1) 鳥取県青少年健全育成条例
- (2) 鳥取県企業立地等事業助成条例
- (3) 風致地区内における建築等の規制に関する条例
- 2 この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の 日(第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分の廃止の改正に係る部分に限る。)から施行 することとした。

国立大学法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部改正
- (1) 国立大学法人の成立により国立大学の職員から国立大学法人等の職員となる者の国立大学法人等に おける職員としての在職期間を県の職員としての引き続いた在職期間とみなすこととした。(附則関係)
- (2) 国立大学の職員が県の職員となり、その後国立大学法人等の職員となった場合において、その者の 職員としての勤続期間が、国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算することとされているときは、 退職手当は、支給しないこととした。(附則関係)
- 2 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正 風致地区内において開発行為等を行おうとする際に許可を要しない団体に国立大学法人鳥取大学を加え ることとした。(第2条関係)
- 3 次に掲げる条例について、教育公務員特例法又は国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 職員の給与に関する条例
 - (2) 職員の退職手当に関する条例
 - (3) 職員団体の登録に関する条例
 - (4) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 - (5) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- **4** この条例は、平成16年**4**月**1**日から施行することとした。

条 例

雷気通信事業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 Ш

鳥取県条例第1号

電気通信事業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第1条 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 īF 前

(インターネットを利用した情報提供等の自主規制) 第12条の2 略

- 2 略
- 3 インターネットを利用することができる機能を有す る端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第52条第1項に規定する端末設備をいう。) 又は当該 端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交 換を業とする者は、その営業に関し、自主的にインター ネットを利用して提供される情報を選択し、又は当該 情報のうちその全部又は一部が第11条第1項各号のい ずれかに該当するものの受信を防止するための方法を 青少年に周知する等インターネットを利用する青少年 の健全な成長が阻害されることのないよう努めなけれ ばならない。

(インターネットを利用した情報提供等の自主規制) 第12条の2 略

- 2 略
- 3 インターネットを利用することができる機能を有す る端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第49条第1項に規定する端末設備をいう。) 又は当該 端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交 換を業とする者は、その営業に関し、自主的にインター ネットを利用して提供される情報を選択し、又は当該 情報のうちその全部又は一部が第11条第1項各号のい ずれかに該当するものの受信を防止するための方法を 青少年に周知する等インターネットを利用する青少年 の健全な成長が阻害されることのないよう努めなけれ ばならない。

(鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正)

第2条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

後 改 正 改 īΕ 前

(定義)

義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(8) 略

(9) 専用通信回線 電気通信事業者(電気通信事業 法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 │第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(8) 略

(**9**) 専用通信回線 <u>電気通信事業法(昭和59年法律</u> 第86号)第21条第3項に規定する専用通信回線及び 電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。)との間に同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者(以下この号において「利用者」という。)が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって専ら当該利用者の用に供するもの(以下この号において「利用者専用回線」という。)及び利用者専用回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

当該専用通信回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

2 略

2 略

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第2条関係) 1~29 略 30 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による電	別表第 2 (第 2 条関係) 1 ~29 略 30 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による <u>第</u>
気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれ らに係る電気通信設備を収容するための施設の設置 又は管理に係る行為	一種電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及 びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設 の設置又は管理に係る行為
31~35 略	31~35 略

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律 第125号)第2条の規定の施行の日から施行する。

国立大学法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第2号

国立大学法人法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。 改 正 後

改 正 前

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年 法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及 び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条 の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定す る職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院 局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並 びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭 和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現 業職員を除く。) 及び市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以 下「職員」という。) の給料、管理職手当、初任給調 整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、 単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、産業教育 手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。) 定時 制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤務手 当(これに準ずる手当を含む。) 災害派遣手当、時間 外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手 当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義 務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定 めることを目的とする。

(通勤手当)

第10条 略

2 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1)~(3) 略

4~7 略

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運 営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規 定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職 員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例(昭和41年<u>12月</u>鳥取県条例第39号)第**1**条及び病院 局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 7年3月鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職 員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年10月鳥取県条例第37号)第1条第2項に規 定する現業職員を除く。) 及び市町村立学校職員給与 負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職 員(以下「職員」という。)の給料、管理職手当、初 任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤 手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、産 業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。) 定時制通信教育手当、農林漁業改良普及手当、特地勤 務手当(これに準ずる手当を含む。) 災害派遣手当、 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日 直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、 義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を 定めることを目的とする。

(通勤手当)

第10条 略

2 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1)~(3)略

4~7 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に

改める。

改 正 後 改 正 前

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに地方公務員法 第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病に よる休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職 の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第 2条第1号に掲げる事由による休職を除く。) 教育公 務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定によ る大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による 停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従 事することを要しない期間のある月(現実に職務に従 事することを要する日のあった月を除く。)が1以上 あったときは、その月数の2分の1に相当する月数 (同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又は これに準ずる事由により現実に職務に従事することを 要しなかった期間については、その月数)を前3項の 規定により計算した在職期間から除算する。

5~8 略

附 則

1~34 略

- 35 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律 第112号) 附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下 「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同 法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等 (同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条 第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下 同じ。) の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人 等の職員として在職した後引き続いて職員となった場 合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続 期間の計算については、その者の国立大学法人等の職 員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続 いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法 <u>人等を退職したことにより退職手当(これに相当する</u> 給付を含む。) の支給を受けているときは、この限り でない。
- 36 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によっ て引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員とし て在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となっ <u>た場合において、その者の職員としての勤続期間が、</u> 当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大 学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法 <u>(平成11年法律第103号)第63条第**2**項に規定する基</u> 準をいう。) により、当該国立大学法人等の職員とし ての勤続期間に通算されることに定められているとき

(勤続期間の計算)

第9条略

2 及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに地方公務員法 第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病に よる休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職 の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第 2条第1号に掲げる事由による休職を除く。) 教育公 務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5の規定 による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定に よる停職その他これらに準ずる理由により現実に職務 に従事することを要しない期間のある月(現実に職務 に従事することを要する日のあった月を除く。)が1 以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月 数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又 はこれに準ずる事由により現実に職務に従事すること を要しなかった期間については、その月数)を前3項 の規定により計算した在職期間から除算する。

5~8 略

附則

1~34 略

は、規則で定める場合を除き、この条例の規定による 退職手当は、支給しない。

(職員団体の登録に関する条例の一部改正)

第3条 職員団体の登録に関する条例(昭和41年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

第2条 略 2 前項の規定による申請書には、同項に定めるものの はか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)略 (2)法第53条第4項の規定に従って組織されている ことを証明する書類(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第29条第1項に規定する公立学校の職員の職員団体にあっては、県内の公立学校の職員の	登録の申請) 2条 略 前項の規定による申請書には、同項に定めるものの まか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 1) 略 2) 法第53条第4項の規定に従って組織されている ことを証明する書類(教育公務員特例法(昭和24年 法律第1号)第21条の4第1項に規定する公立学校 の職員の職員団体にあっては、県内の公立学校の職員のみをもって組織されていることを証明する書類)

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(行為の制限) 第2条 略 2 国又は県の機関(次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 (1)~(10) 略 (11) 国立大学法人鳥取大学	(行為の制限) 第2条 略 2 国又は県の機関(次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 (1)~(10)略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律	第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律
第1号) <u>第16条第2項</u> の規定に基づき、教育長の給与、	第1号) 第17条第2項の規定に基づき、教育長の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定め ることを目的とする。

勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定め ることを目的とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

> 改 正 後

改 正 前

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年 法律第1号)第13条第1項、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並 びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関 する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第 6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の 給与その他の勤務条件について特例を定めるものとす

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第8条及 び第11条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職 員の給与その他の勤務条件について特例を定めるもの とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

. 8	平成16年 3 月30日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第31号